

千葉北部国有林の地域別の森林計画書

(千葉北部森林計画区)

計画期間 自 平成 25 年 4 月 1 日
至 平成 35 年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

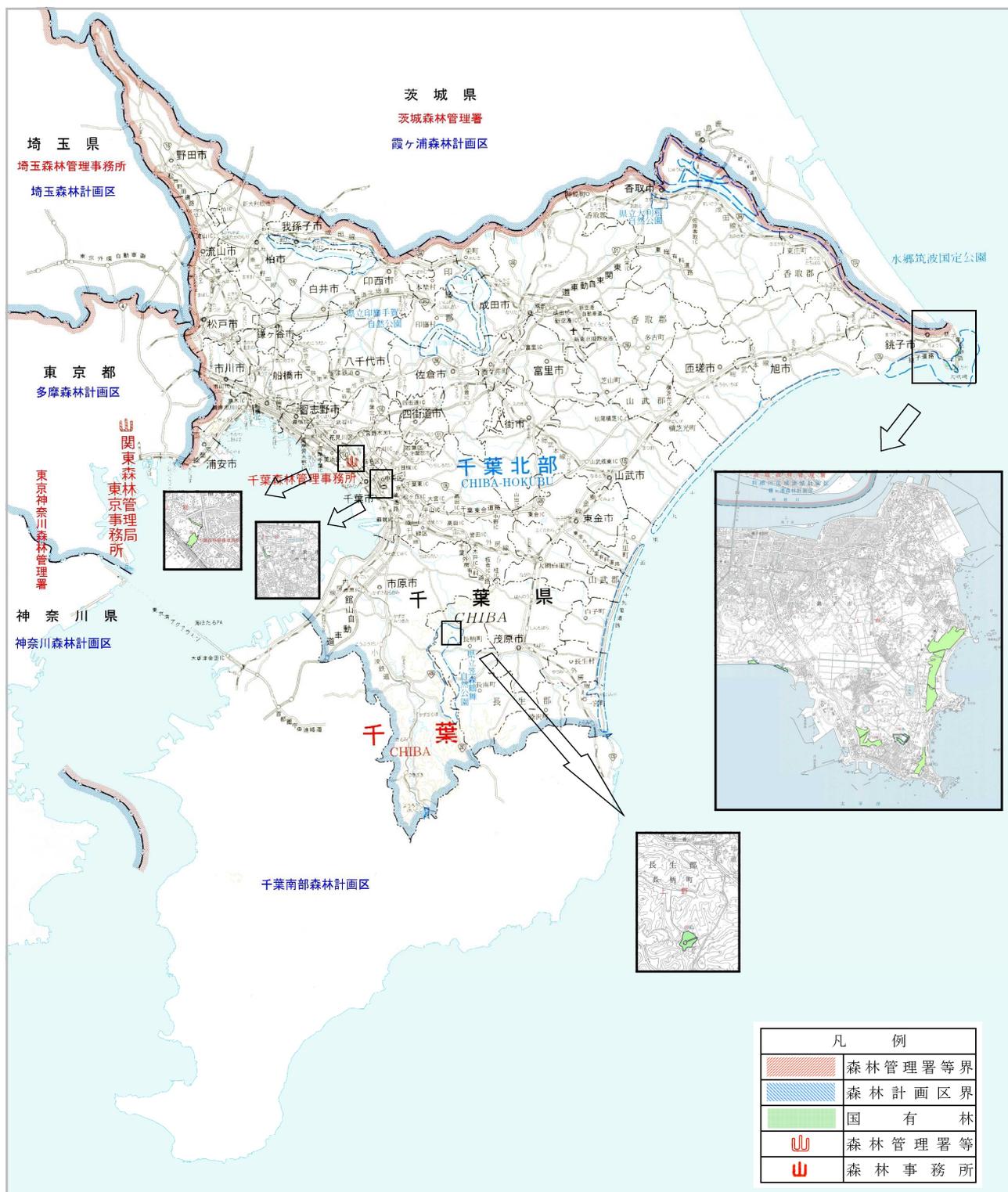
国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、千葉北部森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成25年4月1日から平成35年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

千葉北部森林計画区の位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	3
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	4

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	5
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(1) 森林の整備及び保全の目標	6
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	7
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	8
2 その他必要な事項	8
第3 森林の整備に関する事項	9
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	9
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
(2) 立木の標準伐期齢	9
(3) その他必要な事項	10
2 造林に関する事項	10
(1) 人工造林に関する基本的事項	10
(2) 天然更新に関する基本的事項	10
(3) その他必要な事項	11
3 間伐及び保育に関する事項	11
(1) 間伐の標準的な方法	11
(2) 保育の標準的な方法	12
(3) その他必要な事項	12
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
(2) その他必要な事項	13
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	13
(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び拡張に関する基本的な考え方	13
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の 水準及び作業システムの基本的な考え方	13
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	13
(4) その他必要な事項	13
6 森林施業の合理化に関する事項	13
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	13
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	13
(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	14
(4) その他必要な事項	14

第4	森林の保全に関する事項	15
1	森林の土地の保全に関する事項	15
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	15
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林 及びその搬出方法	15
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	15
	(4) その他必要な事項	15
2	保安施設に関する事項	15
	(1) 保安林の整備に関する方針	15
	(2) 保安施設地区に関する方針	15
	(3) 治山事業に関する方針	15
	(4) その他必要な事項	16
3	森林の保護等に関する事項	16
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	16
	(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	16
	(3) 林野火災の予防の方針	16
	(4) その他必要な事項	16
第5	計画量等	17
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	17
2	間伐面積	17
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	17
4	林道等の開設及び拡張に関する計画	17
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	17
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	17
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	18
	(3) 実施すべき治山事業の数量	18
第6	その他必要な事項	19
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	19
2	その他必要な事項	19
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	20
別表2	保安林の指定施業要件	22
別紙3	保安林の種類別の伐採の方法	24
別紙4	自然公園区域内における森林の施業	25
別表5	都市計画法による風致地区の森林の施業	26

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、千葉県北部に位置し、東は太平洋に面し、北は茨城県の霞ヶ浦森林計画区、西は埼玉県の埼玉森林計画区及び東京都の多摩森林計画区、南は千葉南部森林計画区にそれぞれ接し、28市13町1村を包括している。

当計画区の総面積は、342千haで千葉県面積の66%を占めている。森林面積は66千haで、うち国有林は千葉市、銚子市、長柄町に所在し、その面積は44haと僅少である。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区では山系の形成は見あたらず、千葉県北部一帯を占める広大な^{しもうさ}下総台地と海岸平野である九十九里平野からなり、主な山塊は、房総半島中央部の^{はぐるさん}羽黒山(170m)、^{のみがねやま}野見金山(180m)、^{いとうおやま}伊藤大山(246m)の低山があるのみである。下総台地の中央部から北部は平野を成しているが、南部の房総半島中央部は小さな起伏に富んだ複雑な地形を呈している。

(イ) 水系

当計画区は、大部分が平野部と低山で構成されていることから、流れの急な川や大きな川は少ない。

主な水系は、北部の茨城県境を東流する利根川に合流する各支流、西部の東京湾に注ぐ養老川と小河川、太平洋に注ぐ一宮川と小河川などから形成されており、各河川の集水区域も小規模である。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

下総台地は新生代第四紀の関東ローム層、九十九里平野は新生代第四紀の砂層から構成されている。

(イ) 土壌

下総台地は関東ローム層を母材とする黒色土、九十九里平野は砂丘未熟土が広く分布している。

ウ 気候

当計画区の気候は太平洋型気候であるが海岸部では冬暖夏涼の海洋性気候で、平野部や房総半島中央部は、寒暖の差が大きく、降水量も少ない内陸性気候となる。

年平均気温は14～17℃、年間降水量は1,400～1,800mmである。

エ 森林の概況

(ア) 人工林

当計画区の国有林における人工林面積は8haで、林地面積の19%を占め、樹種別には、クロマツ86%、その他14%となっている。年齢別では、Ⅰ～Ⅳ年齢級（1～20年生）が1%、Ⅴ～Ⅷ年齢級（21～40年生）が47%、Ⅸ年齢級以上（41年生～）が52%となっている。

これら人工林は、銚子市の海岸林であり、防災機能の維持向上が求められている。

(イ) 天然林

当計画区の国有林における天然林面積は34haで林地面積の81%を占めている。

樹種別にはクロマツ27%、タブノキ52%、その他21%であり、主に銚子市の海岸林であることから人工林と同様に防災機能の維持向上が求められている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は、5,673千人（平成22年国勢調査による）で、千葉県の総人口6,216千人の91%となっている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が2%、第2次産業が19%、第3次産業が72%で、第3次産業の割合が高くなっている。

イ 土地の利用状況

当計画区では、総面積342千haのうち、森林19%（66千ha）、農地34%（116千ha）、宅地19%（63千ha）、その他28%（96千ha）となっている。

ウ 交通網

北部をJR成田線、中央部をJR総武本線がそれぞれ横断し、沿岸部をJR京葉線、内房線、外房線が横断しているほか、東西線、東武野田線、京成電鉄、銚子電鉄、小湊鉄道などの鉄道網が発達している。

道路は、中央部を東関東自動車道、千葉東金道路、千葉外房道路が横断し、東京湾沿岸部を館山自動車道が縦断している。一般国道は、6号、14号、16号、51号、126号など多くの道路が整備されている。

エ 地域産業の概況

当計画区の産業は、東京湾沿岸地帯では、製鉄所などの重化学工業が盛んである。

大消費地である東京に近いことから、内陸部では、小松菜やハウレンソウなどの野菜の栽培が盛んである。

銚子・九十九里地域では、広大な大陸棚と親潮・黒潮が交わる好漁場形成し、イワシを主体としたまき網漁業、カレイ・イカなどを漁獲する底びき網漁業などが行われている。

オ 林業・林産業の概要

当計画区の民有林では、山武林業地帯を中心として優良スギ材の生産等林業活動が活発に行われてきたが、近年、森林の他用途への転用や林業経営の採算性の悪化、林業就労者の

高齢化や減少により林業・林産業の置かれている環境はいつそう厳しいものとなっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年分（平成20年度～平成24年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成24年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐の計画量は、松くい虫の被害対策として臨時伐採を見込み計画したものであり、実行は間伐として168m³の被害木を臨時伐採した。

単位 材積：m³ 面積：ha

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量	250	—	—	168

（注）1 主伐の伐採量については、臨時伐採量を計上している。

2 臨時伐採量とは、木材の搬出等に伴う支障木や松くい虫被害木の伐採等の材積である。

（2）人工造林及び天然更新別面積

該当なし

（3）林道等の開設及び拡張（改良）の数量

該当なし

（4）保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のため整理伐を計画していたが、松くい虫被害対策を優先し、実行を見合わせた。

単位 地区数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	1	—	0	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。これらのことを踏まえ、次に示す基本的な考えに沿って、民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 山地災害防止機能/土壌保全機能（潮害防備機能）の発揮

当計画区の国有林は、そのほとんどが海岸防災林であり、90%が潮害防備の保安林に指定されている。この保安林の適切な管理により、津波や高潮、防風や飛砂の防止など、地域住民が安心して暮らせる生活環境を維持する。

(2) 生活環境の保全

前述の海岸防災林は、背後に広がる住宅や農地等を災害から守るため、地域住民の生活に密着した重要な森林である。

このため、松くい虫被害対策などの森林整備を適切に実施し、健全な森林を維持し、地域住民の生活環境の保全を図る。

(3) 生物多様性の保全

当計画区の国有林は、水郷筑波国定公園又は笠森鶴舞県立公園に指定されているほか、海鳥の飛来地としての鳥獣保護区に指定されるなど、良好な自然環境を維持し、野生生物の重要な生息・生育地となっている。

このため、森林生態系の維持・保全のため適切な管理を行う。

(4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

当計画区の国有林は、潮害防備保安林に指定されているとともに保健保安林等にも指定されており、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、レクリエーションや教育の場等として森林の総合利用を進める。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		43.62	
市 町 村 別 内 訳	千 葉 市	0.58	
	銚 子 市	40.88	
	長 柄 町	2.16	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び千葉森林管理事務所とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する山地災害防止/土壌保全（潮害防備）、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 山地災害防止機能/土壌保全機能（潮害防備機能）

津波又は高潮の被害を防ぐため、樹幹によって波のエネルギーを減殺する森林及び、枝葉と樹幹により強風による空気中の海水微粒子を捕捉し、風速を緩和して海水塩分の侵入を防止する森林

イ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

ウ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

エ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

オ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然的条件並びに社会的要請を総合的に勘案の

うえ、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、森林病虫害の防止対策の推進等を行うこととする。

ア 山地災害防止機能/土壌保全機能（潮害防備機能）

津波及び高潮により人命、人家等施設に被害を防ぐ森林及び、強風による海水塩分の侵入を防ぐ森林は、潮害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、松くい虫などの病虫害の防除等により育成環境を良好な状態に保つことが重要となる。

イ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ海岸林等であって、気象条件等からみて風害、潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や塩害等の防備ために有効な森林の構成を維持し、育成環境を良好に保つことを基本とする。

ウ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いの場を提供する観点から、遊歩道等の施設を必要に応じて整備することとする。

エ 文化機能

優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

オ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息するなど属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全に努めることとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	5.96	5.96
	育成複層林	3.57	3.57
	天然生林	32.28	32.28
森林蓄積 m^3/ha		116	120

(注1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林施業」という。）

イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（以下「育成複層林施業」という。）

ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林施業」という。）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注2) 現況については、平成24年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然的条件、林木の生長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）以内とする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

イ 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。

a 主伐については、アで定める事項によることとする。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種	
	マ ツ 類	その他広葉樹
全 域	40	20

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については当計画期間では計画していないが、諸被害のため、補植等を行う場合は、適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、地域に応じた樹種とする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

c 人工造林の植栽本数

森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、択伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新については当計画期間では計画していないが、諸被害のため、択伐を行う場合は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法
2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法
3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

(3) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

該当なし

(2) 保育の標準的な方法

該当なし

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能／土壌保全機能（潮害防備機能）の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、該当区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域における森林施業の方法

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、択伐による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、潮害防備を重視すべき森林については、松くい虫などの病虫害の防除等により育成環境を良好な状態に保つことが重要となる

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、育成複層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

(2) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設及び改良に関する基本的な考え方

該当なし

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

該当なし

(3) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

特になし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

当計画区における林業事業体は、林業労働者の減少、高齢化等によりその経営基盤は脆弱な状況にある。

当計画区の国有林は、面積が僅少な上そのほとんどが海岸防災林として保全が求められており、主として松くい虫被害対策を行う中で、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るため、高性能林業機械を利用して行う事業がある場合は、民有林関係者と連携を図りつつ、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や安定供給体制の整備を図ることが重要であり、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林資源の整備を計画的に実施することによって得られた木材について利用可能であれば供給を通じて、これらを支援する。

(4) その他必要な事項

特になし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

該当なし

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の地質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意する。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進する。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし

(3) 治山事業に関する方針

海岸防災林であるマツ林において、松くい虫被害のまん延防止対策を推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入することとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害の発生するおそれのある場合は、森林被害の未然の防止、早期発見による適切な対応を講ずる観点から、森林の巡視を重点的に行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	0.50	0.50	0	0.50	0.50	0	—	—	—
前半5 カ年の 計画量	0.25	0.25	0	0.25	0.25	0	—	—	—

(注) 主伐の計画量は、臨時伐採量を計上している。

2 間伐面積

該当なし

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

該当なし

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

該当なし

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
	実 面積	前半5カ年の 計画面積	
総 数 (実 面 積)	39.36	39.36	
災害防備のための保安林	39.36	39.36	
保健・風致の保存等のための保安林	36.14	36.14	

(注) 1 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を計上したので、各保安林面積の合計数値とは一致しない。

2 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火の各保安林。

3 保健・風致の保存等のための保安林とは、魚つき、航行目標、保健、風致の各保安林。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)		前 半 5 年 の 計 画		
銚子市	204、205、207	3	3	衛 生 伐	病虫害 防除
合 計		3	3		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
防 風	総 数		0.20	別表 2、3	
	千 葉 市	201	0.20	のとおり	
潮害防備	総 数		39.16	別表 2、3	保 健 林 36.14 国定特 2 31.92 都市風致 31.92
	銚子市	204、205、207	39.16	のとおり	
保 健 林	総 数		36.14	別表 2、3	潮害防備 36.14 国定特 2 29.99 都市風致 29.99
	銚子市	204、207	36.14	のとおり	
国定特 2	総 数		32.95	別表 4	潮害防備 31.92 保 健 林 29.99 都市風致 31.92
	銚子市	204、205、208	32.95	のとおり	
国定特 3	総 数		0.60	別表 4	都市風致 0.60
	銚子市	206	0.60	のとおり	
県立特 1	総 数		2.16	別表 4	
	長柄町	203	2.16	のとおり	
都市風致	総 数		32.52	別表 5	潮害防備 31.92 保 健 林 29.99 国定特 2 31.92 国定特 3 0.60
	銚子市	204、205、206	32.52	のとおり	

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
防 風	防 風 保 安 林	国定特 3	国 定 公 園 第 3 種 特 別 地 域
潮害防備	潮 害 防 備 保 安 林	県立特 1	県立自然公園第 1 種特別地域
保 健 林	保 健 保 安 林	都市風致	都市計画法に基づく風致地区
国定特 2	国 定 公 園 第 2 種 特 別 地 域		

2 その他必要な事項

特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
総数		41.08	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
千葉市	計	0.20	
	201 全		
銚子市	計	40.88	
	204~208 全		

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
総数		41.08	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
千葉市	計	0.20	
	201 全		
銚子市	計	40.88	
	204~208 全		

- 3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域
該当なし

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわ</p>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>たり带状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
防風保安林	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
潮害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>

別表4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
第1種特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表5 都市計画法による風致地区の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
都市計画法による 風 致 地 区	「千葉県風致地区条例」（昭和45年千葉県条例第6号）及び同施行規則 （昭和45年千葉県規則第40号）